

□船橋市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 30 日 条例第 1 号

最近改正 平成 25 年 2 月 28 日 条例第 1 号

船橋市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、船橋市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、船橋市議会における会派(所属議員が 2 人以上の会派で、議長に結成を届け出たものに限る。以下「会派」という。)又は議員の職にある者(以下「議員」という。)のいずれかに対して交付する。

(交付の申請)

第 3 条 政務活動費の交付を受けようとする会派又は議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費の交付の申請をしなければならない。

(交付の方法)

第 4 条 政務活動費は、四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、1 四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 政務活動費は、交付月の 10 日までに交付する。ただし、議員の任期が満了する日の属する月の翌月にあつては、これを別に定めることができる。

(会派に対する政務活動費)

第 5 条 会派に対する政務活動費の月額は、8 万円に基準日(各月の初日をいう。以下同じ。)における当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。ただし、議員の任期が満了する日の属する月の翌月にあつては、基準日を別に定めることができる。

2 1 四半期の途中において、新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があつた場合は当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとし、基準日において会派の解散があつた場合は当月分の政務活動費は交付しない。

4 1 四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動があつた場合は、異動があつた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは会派は当該上回る額を返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が 1 四半期の途中において解散したときは、解散の日の属する月

の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。
(議員に対する政務活動費)

第6条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、月額8万円を交付する。

- 2 1 四半期の途中において、新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。
- 3 基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。
- 4 政務活動費の交付を受けた議員が1 四半期の途中において、議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。
- 5 政務活動費の交付を受けた議員が1 四半期の途中において、会派の結成若しくは合併又は会派への加入により、会派で政務活動費の交付を受ける必要が生じたときは、その必要が生じた日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第7条 政務活動費は、会派又は議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、会派にあつては別表第1、議員にあつては別表第2で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書等の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者又は議員は、別に定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)に領収書(領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面。以下同じ。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は議員であった者は、収支報告書に領収書を添えて、解散の日又は議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員が1 四半期の途中において、会派の結成若しくは合併又は会派への加入により会派で政務活動費の交付を受ける必要が生じたときは、収支報告書に領収書を添えて、その必要が生じた日の翌日から起算して10日以内に議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第9条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において第7条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずる

ことができる。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第 10 条 第 8 条の規定により提出された収支報告書及び領収書は、これを受理した議長において、提出すべき期限の日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の収支報告書及び領収書を閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第 11 条 議長は、第 8 条第 1 項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(政務調査費の額の特例)

2 この条例の施行の日から平成 14 年 3 月 31 日までの間に交付される政務調査費の額に限り、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「8 万円」とあるのは、「7 万円」とする。

附 則(平成 14 年 6 月 17 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 9 月 30 日条例第 33 号)

この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 30 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に改正前の船橋市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表第 1

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費

船橋市議会政務活動費の交付に関する条例

会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別表第2

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

